



コーポレート・ガバナンス

常勤監査等委員メッセージ

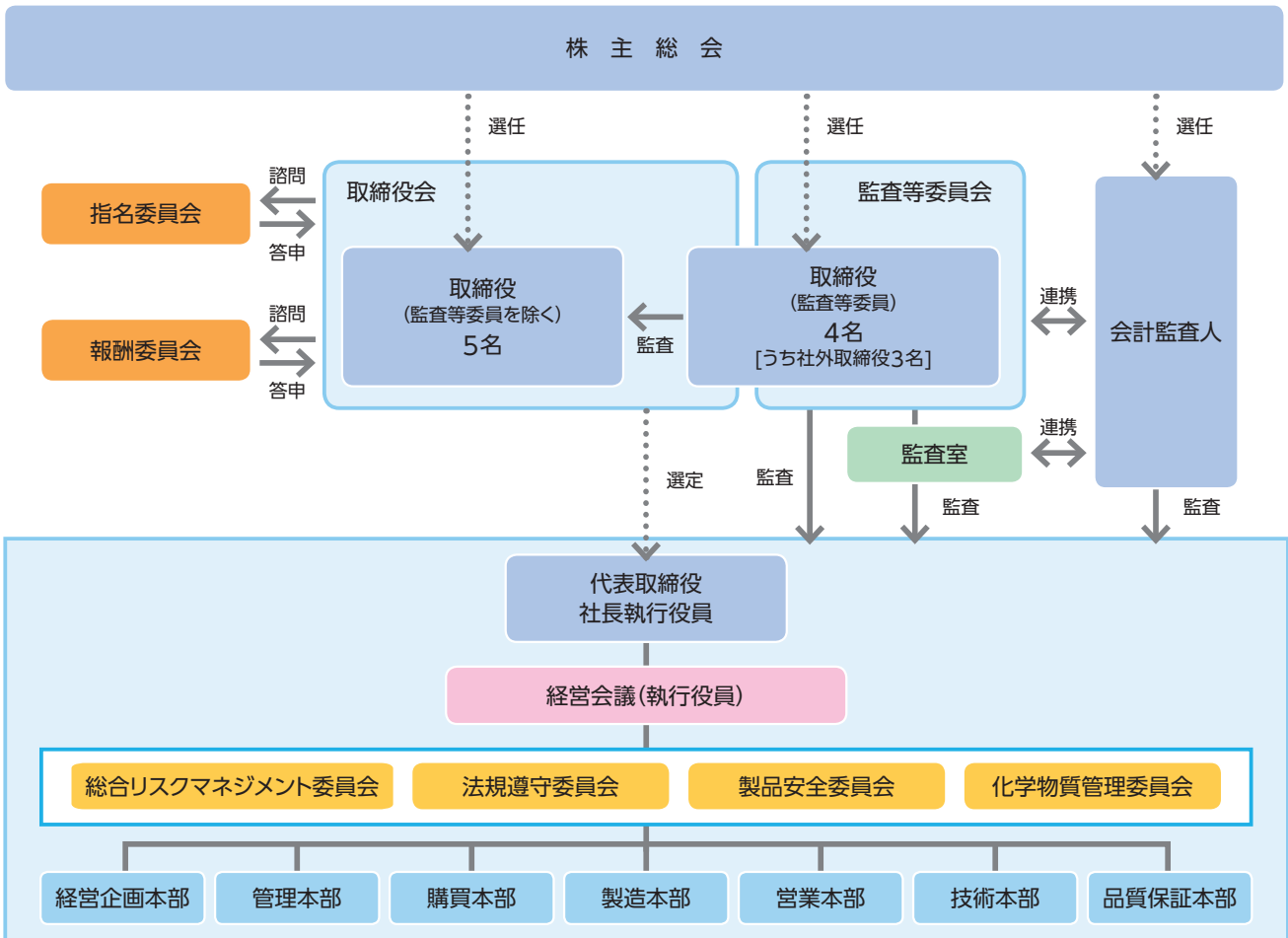


リケンテクノス株式会社
取締役 常勤監査等委員
大河内 義孝

リケンテクノスは2016年6月に監査等委員会設置会社に移行し、2期目を迎えました。監査等委員会は、3か年中期経営計画の課題解決を進める執行部門に対し、監査・監督機能の向上を継続的に図っています。リケンテクノス監査等委員会には、独立性の確保された3名の社外取締役が選任されており、国内外拠点の現地訪問、ヒアリングによるモニタリングを強化し、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断し、助言・意見をいただきます。また直轄組織である監査室とは、より連携を深め、組織的で実効的な内部監査を実施していきます。リケンテクノスグループが更なる成長をし、より一層の社会的責任を果たすことができるよう、ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制

リケンテクノスは、取締役会の監督機能の強化、経営の透明性・公正性の向上を図るため、監査等委員会設置会社形態を採用しています。また、執行役員制度を採用し、業務執行権限の大幅な委譲を推進することで、機動的・戦略的な経営体制を構築しています。



※詳細は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で開示しています。
最新版は、リケンテクノスのホームページ、または東京証券取引所のホームページにある「コーポレート・ガバナンス情報サービス」よりご覧いただけます。

▶ リケンテクノスグループ 企業行動規範

社会的信頼を確保し、企業の社会的責任を果たす基本方針として「リケンテクノスグループ 企業行動規範」を定め、すべての役員および従業員がこれに従って活動を行っています。また、企業行動規範をカードにまとめて社員一人ひとりが常に携帯し、実践に努めています。

筆頭独立社外取締役の立場から



リケンテクノス株式会社
筆頭独立社外取締役
監査等委員
ねもと ひろし
根本 博

リケンテクノスは取締役の3分の1にあたる3名が独立社外取締役です。監査等委員である独立社外取締役は、株主様、お取引先様、消費者様等の皆様の目線を大切に、経営に対し独立した立場から監視、監査、監督と助言を的確に行うことにより、経営の意思決定における透明性、健全性および公正性の一層の向上を図ってまいります。

▶ 内部統制システムの基本方針に沿った体制整備

「リケンテクノスグループ 企業行動規範」を確実に実現するために、「内部統制システムの基本方針」を制定しています。詳細は、リケンテクノスのホームページよりご覧いただけます。

取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 代表取締役をはじめとした全取締役は、「リケンテクノスグループ 企業行動規範」および法令・定款遵守がすべての企業活動において基本であることを全役職員に徹底させる。
- 管理本部長を法規遵守委員会の委員長に任命し、その活動内容は取締役会に適宜報告される。また、法務・コンプライアンス室は全役職員に対しコンプライアンス教育を実施する。
- グループ各社は、市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力および団体からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で臨み決して屈しない。

グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- 経営企画部は、「連結子会社管理規程」等に基づき、リケンテクノスに対する報告およびリケンテクノスにおける承認が適切に実施されるようにリケンテクノス子会社を管理・監督する。また、これらの管理・監督を通じて損失の危険を管理する。
- 法務・コンプライアンス室は、「リケンテクノスグループ コンプライアンスマニュアル」をグループ各社の役職員に周知徹底させ、グループ各社のコンプライアンス体制の整備および問題の解決に努める。
- 監査室は、定期的にグループ各社の業務監査を実施し、すべての業務活動が法令等に適合することを確認するとともに、経営諸基準に基づいて効率的に運営され、また、経営諸基準が経営目標達成のために適切に機能しているかを点検・評価する。

監査等委員を補助すべき使用人に関する事項ならびにその独立性に関する事項

- 監査等委員の職務を補佐する直轄の組織として監査室を設置し、専任の使用人を複数名配置する。
- 当該使用人の独立性を確保するため、その指揮命令権を専ら監査等委員会に委譲し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のほか、業務執行部門の指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

▶ 財務報告に係わる内部統制

「金融商品取引法」に基づき、財務報告に係わる内部統制の整備・運用および評価の基本方針書を作成し、2009年3月期決算から適用しています。

2017年3月期決算におけるリケンテクノスグループの財務報告に係わる内部統制は有効であると評価する内部統制報告書を金融庁に提出しました。

▶ 独立役員

リケンテクノスは、東京証券取引所上場規程第436条の2の定めに従い、独立役員3名（社外取締役3名）を選任しています。また、独立社外取締役の中から互選により「筆頭独立社外取締役」を選定し、他の取締役等との連絡・調整に係る体制整備を図っています。

▶ 内部通報ホットライン

法令・規則違反に関する疑問などを連絡・相談する窓口として内部通報ホットラインを設置しています。

監査室の他に、顧問法律事務所による第三者窓口も設置し、また相談者が社内内で特定されないようにするなど、いかなる不利益も受けまいよう徹底しています。

▶ 情報セキュリティ

リケンテクノスでは、アクセス制限・データの暗号化などにより、情報漏洩リスクの最小化に努め、最新のプロテクトシステムを導入しています。また、個人情報保護法およびマイナンバー法*1に基づき、社内規程を制定・運用しています。

*1 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律